

多様性に満ちた社会づくりに関する指針骨子案

第1章 指針策定の趣旨

- 1 秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例（仮称）について
条例の目的など
- 2 指針の位置付け
指針に関する条例の規定など

第2章 有識者会議における意見等

- 1 差別等に関する現状
県民意識調査の結果
- 2 有識者会議等における主な意見
 - ・ 有識者会議における意見
 - ・ 県内3地区意見交換会における意見
 - ・ 個別の意見聴取における意見
 - ・ 県民アンケートにおける意見

第3章 差別等の具体例と判断に当たって配慮すべき点

- 1 男女の性差を理由とするもの
 - ① 性別役割分担意識による業務、役職の制限

【具体例】

- ・ 職場において、来客の受付やお茶出しは女性がするものだ、と言われた。
- ・ 管理職は、男性になるものだとされ、女性の管理職がない。

【判断に当たって配慮すべき点】

- ・ 人口減少や少子高齢化が急速に進行している本県においては、県の活力を維持・向上させるため、社会のあらゆる分野において女性一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し活躍できる環境を整備していかなければなりません。
- ・ 「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合は6割を超えるなど、県民の固定的な性別役割分担意識は変わってきていますが、未だ性差による偏見や格差は存在していることから、多様性に配慮しつつ、こうした意識の解消を図る必要があります。

【その他の差別】

- ② 家事分担の男女差
- ③ 理由のない男女別名簿、制服の男女別 など

2 性自認、性的指向等を理由とするもの

① 性自認、性的指向等に関する誹謗中傷

【具体例】

性的指向が同性であることを公表したところ、職場の同僚から「気持ち悪い」と言われ、途中で退職せざるを得なくなった。

【判断に当たって配慮すべき点】

- ・ 性別は男性・女性の2種類で考えがちですが、性的指向が同性である方や、性自認が戸籍上の性別と異なる方など、実際の性はより多様であり、こうした方を認め、特別視しないことが必要です。

【その他の差別】

- ② 理由のない本人の性自認と異なる各種取扱い
- ③ 性自認、性的指向等に関するアウティング など

3 障害を理由とするもの

① 飲食店等における冷遇や入店の拒否等

【具体例】

レストランで、店員から障害があることを理由に早く席を空けるように言われたり、もう来ないように話された。

【判断に当たって配慮すべき点】

- ・ 平成31年4月に施行された「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」では、県民や行政及び事業者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いを禁止しています。
- ・ また、障害のある方からサービスを受けるための配慮を求められた場合、行政機関及び事業者は、過重な負担にならない範囲で必要かつ合理的な配慮を提供しなければなりません。
- ・ なお、求められた配慮が過重な負担となり提供することが困難な場合は、その理由を説明し、理解を得るよう努めることが必要です。

【その他の差別】

- ② 理由のないアパート等の契約の拒否
- ③ 理由のない就職の拒否、業務の制限
- ④ 障害があることに関する誹謗中傷
- ⑤ 車椅子では移動できない建物 など

4 患者及び医療・介護従事者等に対するもの

① 医療・介護従事者等に対する誹謗中傷

【具体例】

新型コロナウイルスに感染した職員が働く病院の同僚やその家族に対して「学校に出てくるな」、「職場に出てくるな」、「スーパーで買い物をするな」というような誹謗中傷の言葉があった。

【判断に当たって配慮すべき点】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する不正確な知識や情報に基づく言動であり、感染症について正しく理解し、正しく恐れ、正しく対応することが必要です。
- ・ 誹謗中傷は、県民の間に不安や恐怖心を招き、受診や相談をちゅうちょさせ、感染の拡大につながるおそれがあります。
- ・ また、医療機関関係者等への偏見や差別は、生活に支障を来し離職につながるなど、医療体制に影響を及ぼす懸念があります。

【その他の差別】

- ② 新型コロナウイルス感染症の患者等に対する誹謗中傷
- ③ 新型コロナワクチン接種の有無による偏見や差別、いじめ など

5 外国人に対するもの

① 外国人に対する誹謗中傷

【具体例】

外国人に対して「〇〇人は出て行け」「祖国に帰れ」などの発言があった。

【判断に当たって配慮すべき点】

- ・ 外国人と接する機会は今後益々増加することが予想され、文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重するとともに、お互いの人権に配慮した行動をとる必要があります。
- ・ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関す

る法律（平成28年法律第68号）」が施行され、「本邦外出身者」に対する「不当な差別的言動は許されない」と宣言しています。

【その他の差別】

- ② 理由のないアパート等の契約の拒否
- ③ 理由のない就職の拒否、業務の制限
- ④ 会社や地域における、冷たい扱いや無視 など

6 犯罪被害者に対するもの

① 犯罪の被害者に対する誹謗中傷

【具体例】

犯罪の被害を受け苦しんでいたところ、「〇〇さんは、□□の被害にあったそうだ」といった噂話が周囲に広がり、さらに傷ついた。

【判断に当たって配慮すべき点】

- ・ 犯罪被害者等は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされるといった直接的な被害のほか、精神的被害、経済的な困窮、世間の誤解や中傷等による二次的な被害を受ける場合もあります。
- ・ 犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、様々な支援を必要とすることを踏まえ、関係者が相互に連携し、協力する必要があります。

【その他の差別】

- ② 犯罪の被害者家族に対する誹謗中傷 など

7 犯罪加害者に対するもの

① 犯罪の加害者に対する誹謗中傷

【具体例】

「〇〇さんは、前科者だ」といった話が周囲に広がり、地域での暮らしや就職など、日常生活が非常に困難な状況となった。

【判断に当たって配慮すべき点】

- ・ 犯罪をした者等は一般的に、自己評価が低く、社会一般に対する引け目を抱きやすいことから、犯罪をすることや刑務所への入所に対するハードルが一般の方よりも低くなっています。
- ・ こうした者の再犯を防ぐためには、地域で孤立することなく、社会の一員と

して充実した生活を送り、将来に対する希望や励みに繋がる地域住民の理解と支えが必要です。

【その他の差別】

- ② 理由のない就職の拒否 など

8 いじめ

① 悪口、罵り、あだ名などの暴言

【具体例】

クラス内の生徒から「死ね」「うざい」「キモイ」「バカ」「消えろ」「バイキン」など、存在を否定するような言葉を投げかけられた。

【判断に当たって配慮すべき点】

- ・ いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの、とされています。
- ・ いじめのほとんどは、冷やかしやからかいなどのささいな行為ですが、こうした行為が、いじめを受けた子どもの学校生活を送る権利を犯し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、時にはその身体又は生命に重大な危険を生じさせてしまいます。

【その他のいじめ】

- ② 殴る、蹴る、リンチなどの暴力
③ 金銭、万引き、物を買わせる、使い走りなどの強要
④ クラス内での無視
⑤ 体操服や靴などの所持品を隠す、汚す等 など

9 ハラスメント

① カスタマーハラスメント

【具体例】

包装されている商品にさらに包装を依頼され「2重の包装になりますが、包みますか」と尋ねたところ「その口の利き方はなんだ。お前らは客の言うことには、はい、と言っておけばいいんだ」と怒鳴られた。

【判断に当たって配慮すべき点】

- ・ 顧客や取引先からの暴力や、一方的で不当な要求のしつような繰り返し、労働者の人格を傷つける発言などの著しい迷惑行為については、労働者に大きなストレスを与えるものがあり、労働者を保護する観点から対策が必要とされています。
- ・ 要求内容や要求態度が社会通念に照らし著しく不相当である悪質なクレームや迷惑行為は、場合によっては強要罪、恐喝罪などの犯罪として処罰されることもあります。

【その他のハラスメント】

- ② パワーハラスメント
- ③ セクシャルハラスメント など

第4章 基本的な施策

1 共通する施策

- (1) 広報・啓発の促進
- (2) 教育の充実
- (3) 相談体制の整備
- (4) 行政職員に対する研修の実施

2 個別の施策

第5章 施策の推進

- 1 条例・指針の県民等への周知
- 2 施策の検証及び推進
- 3 関係団体等との連携